

令和8年度 西部小学校いじめ防止基本方針

1 西部小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

滑川市立西部小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の解決に向けて取り組むため、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するよう「西部小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを、子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

2 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ② 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ③ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ④ 子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取り組みを推進します。
- ⑤ いじめを生まないために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ⑥ いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組めます。
- ⑦ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 休み時間や放課後の子供の様子の観察、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。
- ② ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け迅速に取り組めます。
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ④ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ② 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ③ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。
- ④ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ⑤ 犯罪行為を伴うもの等、学校や教育委員会で解決が困難な場合には、警察署等、関係機関と相談をして対応します。
- ⑥ いじめられた子供又はその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ⑦ いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察署と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。
- ⑧ いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。

- ⑨ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ⑩ いじめが止んでいることを判断するときは、被害児童本人及び保護者が心身の苦痛を感じていないかどうか注意して対応します。
- ⑪ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて地方法務局等の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ⑫ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ⑬ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ⑭ いじめが一旦解決したと思われる場合でも、3か月間は十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。
- ⑮ いじめが発生した場合、市教委に報告します。
(毎学期の報告と必要に応じて発生時・対応時に報告する。)

3 重大事態への対処について

重大事態とは

| |
|--|
| ① 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品などに重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等) |
| ② 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合) |
| ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」 |

※ いじめにより重大な被害が生じた疑いがある場合

- ① 速やかに市教育委員会、警察署及び市長に報告し、教育委員会の支援のもと、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ② 当事者の同意を得た上で、必要に応じて説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。

【いじめ防止委員会】

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、関係職員
必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関、関係者 等

【年間計画】

| 月 | いじめ防止に向けた取組 | 月 | いじめ防止に向けた取組 |
|----|-----------------------------------|-----|------------------------|
| 4月 | 西部っ子の約束 心のアンケート いじめ防止についての職員会議 | 10月 | いじめ防止委員会② |
| 5月 | いじめ防止委員会① | 11月 | 心のアンケート 教育相談 |
| 6月 | 心のアンケート 教育相談 | 12月 | 人権週間の周知 |
| 7月 | | 1月 | いじめ防止委員会③ |
| 8月 | いじめ防止における職員研修 2学期が始まる前の入力アンケート | 2月 | 心のアンケート いのちの授業 教育相談 |
| 9月 | | 3月 | |

※ 年間を通じて、各委員会・児童会よりいじめを未然に防ぐ取組や、各学級学年における人間関係づくりを積極的に行う。また、いじめを題材にした道徳科の学習を進める。

【いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

